

「公共住宅建設工事共通仕様書」Q&A

職種	( ) 編、( ) 頁		質問	回答
建築	(建築) 編、(71) 頁	6.2.1 構造体コンクリートの強度	<p>現場封かん養生による材齢 28 日及び 28 日超 91 日以内の強度を推定する試験（以下、試験 a という）は、現場水中養生による材齢 28 日における管理試験（以下、試験 b という）を満足しないと想定される場合に行うとされている。</p> <p>1. 試験 b を満足すると想定される場合、試験 a は行われなくてよいか。（試験 a 用の供試体を採取しなくてよいか。）</p> <p>2. 1 がよい場合、試験 b を満足すると想定される場合は、具体的に何が考えられるか。（例：温暖な地域の夏場の工場等、（もう少し詳細に規定されたもの））</p>	<p>質問 1.について</p> <p>供試体については 6.9.4「コンクリート強度試験の総則」2 (1) (イ)「1 回の試験の供試体の数は、調合管理強度の管理試験用、構造体コンクリートの材齢 28 日圧縮強度推定用、型枠取外し時期決定用、構造体コンクリートの材齢 28 日を超え 91 日以内の圧縮強度推定用その他必要に応じて、それぞれ 3 個とする。」によります。</p> <p>質問 2.について</p> <p>6.9.6「構造体コンクリート強度の推定試験」1 の判定によります。</p>
	(建築) 編、(63) 頁	5.1.2 一般事項	<p>下記についても JASS 5 によるものとして、よろしいですか。</p> <p>① 定着長さ</p> <p>② 最小加工内法寸法</p>	<p>設計図書に記載がなければ、JASS 5 によります。</p>

	(建築) 編、(102) 頁	6.18.3 材料	MCR 工法による凹凸を設計かぶり厚さに、考慮しますか。	JASS5 1 節総則 1.6「用語」に記載の「設計かぶり厚さ」によります。
	(建築) 編、(108) 頁	7.2.3 普通ボルト	<p>7.2.3 表 ボルト及びナット 規格番号・規格名称として JIS B1180 (六角ボルト) JISB1181 (六角ナット) が記載されています。 本書で使用が規定された六角ボルト・ナットとは、JISB1180,JISB1181 を指すものと理解します。</p> <p>① 商取引における当該製品が JISB1180,1181 であることを保証あるいは証明するには「JIS 表示認証工場」品に限定されるのでしょうか。</p> <p>② 「認証工場」品以外でも可能であれば、いかなる条件で可能なのか (例えば、しかるべき試験所での検査証明が必要なのか、また、それが有効となる対象ロット範囲など)。</p>	1.5.2「機材の品質等」によります。

<p>総則</p>	<p>(総則) 編、(3) 頁</p>	<p>1.1.3 設計図書適用</p>	<p>1.1.3 の 2 項に設計図書の優先順位が記載されています。ここでは、(5) (五番目) に公共住宅建設工事共通仕様書が記載されています。          ということは、(1) から (4) の図書に、          公共住宅建設工事共通仕様書に反する、あるいは異なる内容が記載されている場合は、公共住宅建設工事共通仕様書の内容を無視してよい (仕様書を守る必要はない) との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>当該仕様書の適用については、上位設計図書等の記載内容によりますので、監督員等にご確認下さい。</p>
	<p>(総則) 編、(14) 頁</p>	<p>5 節 機材</p>	<p>機材について、極端な質問になりますが、「特記」に記載されているあるいは監督員が認めているものであれば、何でもよいということになるのでしょうか。</p>	<p>当該仕様書の適用については、上位設計図書等の記載内容によりますので、監督員等にご確認下さい。</p>

機械	(機械) 編、(588) 頁	4.2.2 継手類	<p>住宅内転がし配管用継手について、排水鋼管用可とう継手に使用する規格は、平成 19・22 年度ともに JPF MDJ 002 となっております。</p> <p>平成 19 年以前は、住宅ない転がし配管用継手は、JPF MDJ 002 規格ではなかったのですが、どのような取り扱いをされたのでしょうか。</p>	<p>平成 19 年に「排水鋼管継手工業会規格 (MDJ)」が「日本金属継手協会規格 (JPF)」となったため改定しています。公共建築工事標準仕様書とも整合しています。</p>
機材の品質・性能基準			<p>優良住宅部品評価基準において定めている性能等による機材」について「性能等を有すること」とあって「優良住宅部品であること」とはなっていません。ということは、機材は BL 品でなくとも、同等の基準を有するものであればよいということでしょうか。この場合は、「品質確認報告書」の作成をする必要がありますが。</p>	<p>見解どおりです。ただし、「品質確認報告書」の作成については、「機材の品質・性能基準」総則編 2「品質確認」によります。</p>